

## 不当景品類及び不当表示防止法違反被疑事件関係事務処理要領

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）の趣旨に則り、法違反被疑事件（以下、「事件」という。）の迅速かつ適切な処理を図るため、事件に関する事務処理は、次による。

### 第1 事件処理の基本方針

事件処理は迅速、公平、かつ厳正に行うとともに、相手方の弁明を十分に聴き、関係者の利益を不当に害しないようにし、また、事件に関して知り得た秘密の保持に努めなければならない。

### 第2 事件の整理

#### 1 端緒の区分

端緒は次により区分し、景品表示法違反被疑事件整理簿（様式1）に記載する。

また、事件として処理する場合は、景品表示法執行NETシステムに入力するとともに、同システムで同一の被疑事業者についての違反被疑行為情報の有無を確認する。

##### (1) 職権探知

県が自ら法に違反する疑いのある事実を探知し、把握することをいう。

##### (2) 消費者庁からの通知

##### (3) 他の都道府県からの通知

##### (4) 公正取引協議会からの通知

##### (5) 関係公的機関からの通知

関係公的機関がその業務に関連して知り得た情報により法に違反する事実があると考え、その旨を県に通知することをいう。

##### (6) 申告

一般の人が、その知り得た情報により法に違反する事実があると考え、県に対し、その事実を報告し、適切な措置を執るべきことを求めることをいう。

#### 2 事件の整理区分

事件は次により区分し、景品表示法違反被疑事件整理簿（様式1）に記載する。

##### (1) 調査

端緒により法違反の疑いがあると認められ、かつ、県が事件を処理すべきものと認められる場合は、違反事実及び関連事実を調査する。

##### (2) 調査保留

調査を行うべき場合であっても、その事件が他の機関にも関係が深く、他の機関の調査を待った方が適当であると判断されるとき、その他関連事情の推移を見て処理することが適当なときは、一時、調査を保留する。

##### (3) 消費者庁への通知等

ア 法違反被疑行為が、2以上の都道府県を区域として行われているもの等、消費者庁が処理すべきと認められる場合は、法違反被疑行為の処理について、消費者庁と協議する。

- イ 協議の結果、消費者庁で法違反被疑行為を処理することとされた場合は、消費者庁に対し、関係資料を添えて通知する。
- ウ 上記アに該当する場合のほか、法違反被疑行為の処理について必要がある場合には消費者庁と協議することとする。
- (4) 他の都道府県への通知等
  - ア 法違反被疑行為が、他の都道府県のみを区域として行われている等、他の都道府県が処理すべきと認められる場合は、法違反被疑行為の処理について、他の都道府県と協議する。
  - イ 協議の結果、他の都道府県で法違反被疑行為を処理することとされた場合は、他の都道府県に対し、関係書類を添えて通知する。
  - ウ 必要がある場合は、法違反被疑行為を通知した他の都道府県に対し、措置結果の報告を要請することができる。
- (5) 公正取引協議会への通知
  - 公正取引協議会の会員である事業者に係る事件について、公正取引協議会に処理させることが適当な場合には、当該公正取引委員会と協議のうえ、関係資料を添えて通知する。
- (6) 公的機関等への通知
  - 他の行政庁の所管する法令に違反すると考えられる場合、又はその他の公的機関の業務に属すると考えられる場合は、その旨を当該行政庁又は公的機関に通知する。
- (7) 非該当
  - 法違反の疑いがないと認められる場合は、非該当とする。
- (8) 情報
  - 事件について、追加的な情報を待つて処理することが適当と認められる場合は、参考情報として保管する。
- (9) 併合
  - 同一事件に関する端緒が重複した場合は、一つに整理する。

### 第3 調査の実施

#### 1 調査の方法

- (1) 証拠の収集等
  - 広告物等を収集し、商品を試買し、又は必要な事項について関係公的機関、学識経験者等に照会し、若しくは調査を依頼する。
- (2) 任意調査
  - 関係者に対し、必要な報告、出頭、陳述又は物件の提出を依頼する。
- (3) 法第29条第1項に規定する権限を行使して行う調査
  - ア 報告命令及び提出命令
    - 報告命令及び提出命令は、根拠法規及び罰則を明記した文書（様式2）により行う。
  - イ 立入検査等
    - (7) 立入検査は、根拠法規及び罰則を明記した文書（様式3）を検査先の責任者

に交付し、説明を行わなければならない。

(イ) 立入検査は、2名以上の検査員で実施し、立入検査又は質問を行う職員は立入検査証（様式4）を携行し、関係者に提示しなければならない。

ウ 上記ア、イにおいて物件の所有者が、その所有権を放棄したときは、所有権放棄書（様式5）を徴することとする。

(4) 上記(2)、(3)において相手方が任意に供述した場合、調査担当職員が必要と認めるときは、供述調書（様式6）を作成することとする。

(5) 合理的根拠を示す資料の提出要求

商品又は役務の内容に係る表示について、法第7条第2項の規定に基づき、資料の提出要求を行う場合は、対象となる表示及び資料の提出期限を明記した資料提出要求書（様式7）により行う。

資料提出要求書は、当該事業者若しくは代表者又は代理人に対して手交し、又は当該事業者に対して到達したことが証明できる郵便によって送付するものとする。

資料提出要求書を手交した場合は、受領書（様式8）を徴することとする。

## 2 調査報告書の作成

事件について必要な調査をしたときは、その結果について、景品表示法違反被疑事件調査報告書（様式9）を作成する。

## 第4 調査についての連絡等

1 違反被疑行為者の事業所が県内にないなどの理由により、事件について調査ができないときは、消費者庁に対し、調査の援助を求める。

2 同一の事件について重複のおそれがあるときは、調査の効率化を図るため、消費者庁及び他の都道府県と相互に連絡を取る。

## 第5 事件についての措置基準等

### 1 措置の種類及び方法

措置は次により区分し、景品表示法違反被疑事件整理簿（様式1）及び景品表示法違反被疑事件調査報告書（様式9）に記載する。

#### (1) 措置命令

ア 措置命令を行う場合の基準

(ア) 指導に従わない場合

(イ) 次に掲げる事情を総合的に考慮の上、措置命令が相当であると判断される場合

a 違反行為の規模及び消費者被害の程度

b 同種・同様・同程度の違反行為を行っている事業者との均衡

c 被疑行為の新規性

d 事業者が既に行っている自主的な改善行為（一般消費者への周知、再発防止策の実施）の有無

イ 弁明の機会の付与

- (7) 調査の結果、措置命令が相当であると考えられる場合には、当該措置命令の名宛人となるべき者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与するため、次に掲げる事項を記載した文書（様式10）をもってその旨を通知するものとする。
- a 予定される措置命令の内容（措置命令の根拠となる事実及び法令の適用を含む。）
  - b 弁明を記載した書面及び証拠を提出することができる旨
  - c 弁明を記載した書面及び証拠の提出先並びに提出期限
- (i) 弁明書及び証拠の提出期限は、原則として、弁明の機会を付与した日から2週間後に設定するものとし、正当な事由があると認めた場合には、前記の提出期限を延長することができる。
- (ii) 弁明の機会を付与した後においても、措置命令の名宛人となるべき者の弁明内容を踏まえた追加調査を行うことができる。

#### ウ 措置命令の方法

次の事項を記載した文書（様式11）をもって行う

- (7) 違反事業者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）
- (i) 法第7条第1項に基づく措置命令であること
- (ii) 措置命令の内容
- (iii) 違反事実及び法の適用

#### エ 公表

措置命令を行った場合は、消費者に対する情報提供のため、原則として、当該事業者の名称、違反事実及び措置の内容を報道機関等に対して公表する。

#### オ 措置完了報告書の徴収

措置命令に基づく措置が完了したときは、その経緯を記載した代表者名による知事あての措置完了報告書（様式12）を提出させる。

### (2) 指導

#### ア 文書指導

違反行為について措置命令をするには及ばない場合は、違反事実、法令の適用及び違反行為を排除するために執るべき措置及び今後法違反を行ってはならない旨を記載した消費生活課長名の文書を交付して指導し、必要に応じ、事業者が執った措置を記載したてん末書を提出させる。

#### イ 口頭指導

前項の規定にかかわらず、違反行為を迅速に排除するために必要がある場合は、違反事実、法令の適用及び違反行為を排除するために執るべき措置及び今後法違反を行ってはならない旨を口頭で告げて指導をする。

この場合における熊本県行政手続条例第33条第1項の行政指導の責任者は、消費生活課長とし、同条第2項の規定に基づき書面の交付を求められたときは、速やかにこれを交付する。

#### ウ 調査の結果、次に該当する場合についても、ア及びイに準じて処理する。

- (7) 違反するおそれのある事実があり、これを排除する必要があると認められる

## 場合

(i) 違反するおそれのある具体的な事実を認定するに至らないが、法違反につながるおそれがある場合又は法の遵守について事業者の注意を喚起する必要がある場合

(3) 違反事実なし

調査をした結果、法違反行為が認められないときは、違反事実なしとして、事件を終結させる。

(4) 打ち切り

事件について事実上調査の続行ができなくなったときは、調査を打ち切って、事件を終結させる。

## 2 措置についての通知、問い合わせについて

(1) 措置命令をした場合の通知

措置命令をしたときは、その都度、消費者庁及び措置命令に係る違反行為が行われている都道府県に措置命令書の写しを通知する。

(2) 事件を通知してきた他の県等への通知

消費者庁若しくは他の都道府県又は関係公的機関（以下「機関等」という。）から通知してきた事件について措置をしたときは（(1)により通知する場合を除く。）、その措置について、事件を通知してきた機関等に通知する。

(3) 申告者、報道関係者等からの問い合わせについて

原則として次のとおり行うが、一定の回答をしたほうが消費者や事業者等に無用の混乱を招くことがないと判断される場合は、この限りではない。

ア 現在調査中の場合は、対象者の利益の不当な侵害や、風評被害の恐れがあることから、情報提供の有無を含め具体的内容については一切回答しない。

イ 調査の結果、措置命令又は公表に至らなかった場合は、対象者の利益の不当な侵害や、風評被害の恐れがあることから、情報提供の有無を含め具体的内容については一切回答しない。

ウ 調査の結果、措置命令又は公表をした場合、公表内容を回答する。

## 第6 一般消費者への周知徹底の方法の承認

1 措置命令において、知事の承認する方法によって一般消費者へ周知徹底すべき旨を命じている場合には、次の事項を明らかにした公示方法承認願を提出させる。

(1) 用いようとする広告媒体の種類

(2) 新聞広告による場合は、広告文案、新聞名、広告スペース、掲載場所及び掲載時期

(3) 新聞折り込みビラによる場合は、広告案文、新聞名、配付枚数、配付地域及び配布時期

(4) 店頭掲示による場合は、その文案、形態、掲示方法及び掲示の時期

(5) テレビ又はラジオ広告による場合は、その文案、放送局名及び放送時期

(6) インターネット、パソコン通信等情報処理の用に供する機器による広告の場合は、広告案文、形態及び掲載時期

- 2 1の承認願が提出された場合において、その違反行為の内容、違反行為において用いられた広告手段、その違反行為による顧客誘引の程度等及び類似事件における周知徹底の方法の先例等を勘案して、その周知徹底の方法が適当であると認めるときは、これを承認する。

#### 第7 違反防止のための指導等

事業者又は事業者団体に対し、違反行為を未然に防止するため、必要な指導を行う。

#### 第8 消費者庁に対する報告

- 1 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号。以下、「政令」という。）第23条第2項の規定に基づく報告  
法上の権限を行使した場合には、政令第23条第2項の規定に基づき、消費者庁に対し、速やかにその旨を報告する。
- 2 施行状況の報告  
法の施行状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき、消費者庁に対し、報告する。

附則 この要領は、平成12年7月19日から施行する。

附則 この要領は、平成22年3月30日から施行する。

附則 この要領は、平成24年4月20日から施行する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。